

# G X・サステナビリティサブワーキング・グループ（第2回） 議事録

1. 日 時：令和8年1月14日（水）16:00～17:33

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）落合孝文座長、芦澤美智子座長代理、川本明専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 阿久澤孝室長、菱山大次長、神田哲也参事官

（関係者）斯波康弘 株式会社セブン-イレブン・ジャパン建築設備本部エネルギー一部統括マネージャー

高橋篤史 株式会社セブン-イレブン・ジャパン建築設備本部エネルギー一部エネルギー開発担当

佐藤良 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズインテグレーション推進部マネージャー

青柳史郎 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズインテグレーション推進部エキスパート

細川成己 経済産業省大臣官房審議官（産業保安・安全担当）

野崎真土香 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課長補佐

高寺慎吾 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課係長

柴彩夏 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課係長

4. 議 題：

（1）太陽光発電設備の使用前自己確認の見直しについて

（2）蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化について

○神田参事官

それでは、ただ今から、規制改革推進会議第2回G X・サステナビリティサブワーキングを開会いたします。

初めに、会議から連絡事項を申し上げます。オンライン会議ですので、会議資料は画面共有いたしますけれども、お手元にも御準備いただければと思います。会議中は画面をオン、マイクはミュートでお願いいたします。

続いて、本日のサブワーキング・グループの出欠状況でございますけれども、落合座長、芦澤委員、川本専門委員が御出席いただいております。梅田専門委員、原田専門

委員、森澤専門委員が御欠席との連絡を承っております。

それでは、以後の議事進行については、落合座長、お願いいたします。

○落合座長

落合でございます。私は議長の御指名によりGX・サステナビリティサブワーキングの座長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

また、本サブワーキング・グループの座長代理として芦澤委員を指名したいと考えておりまして、本人にも御承諾いただきましたので申し添えます。芦澤委員、よろしくお願いいたします。

○芦澤委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○落合座長

それでは、本日の議題に入ります。

本日は、議題1「太陽光発電設備の使用前自己確認の見直しについて」の議論、議題2「蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化について」の報告を取り扱います。

まず、議題1のヒアリングを行います。出席者の皆様におかれましては、質疑時間を確保するため時間内での説明に御協力いただきますようお願いいたします。本日、若干進行が押していますので、極力手短にお願いできますと幸いです。

まずは経済産業省からヒアリングを行いたいと思います。経済産業省大臣官房審議官（産業保安・安全担当）の細川成己様より10分ほどで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（細川審議官）

議題であります太陽電池発電設備の使用前自己確認制度について、制度の概要を御説明いたします。

本件、電気事業法の中に規定されているというところで、2ページに同法の目的を書かせていただいています。電気事業法ですので当然電気事業の健全な発達というのが大きな目的でございますが、それに併せて感電等の危険というものを防止する観点から、電気工作物の工事などを規制するというようになっておりまして、電気工作物とは、下に書いてありますように発電ですね、作って送って使うという工作物ということで機能的にこういった形で整備をさせていただいているというところがございます。

ただ一方で、今回、より関連してきますところは、次の3ページの区分のところがございます。大きく事業用と一般用ということに分かれます。一般用というのは家庭用の低圧のものだとお考えいただければと思います。今回、この事業用の方で、黄色のところの電力会社が使うものは大きくまた別の世界になってまいります。自家用電気工作物というところで更に高圧、低圧ということで小規模事業用電気工作物と記載されていますが、この辺りがテーマになってくるということかと理解してございます。

次のページは制度に関する規定ですので、随時御参照いただければと思います。

5 ページ目で今回の使用前自己確認というものの御説明させていただきます。電気工作物は安全を守らなければならないということで、いわゆる技術基準というものが設けられてございます。左の方にそれを守るべき義務ということが書かれてございます。一般用はちょっと除きますが、事業用に関しては全てこれに対して今は必要ということになってございます。そのほか、加えて規模に応じて主任技術者と言われる専門の方を配置したり、あるいは工事計画という形で行政の方に事前に出していただくような、規模に応じて制度の違いがございまして、今回は比較的規模の小さいというところで一番右の国に出してそれを見るというのではなくて、自ら技術基準に合っているかというところを確認してもらって、その結果を届けていただくという制度にしているということでございます。そして、約2年前の改正で追加させていただいたということでございます。3年近くですかね。

その背景を次の6 ページに記載してございますが、いわゆるFIT制度の導入以降、再生可能エネルギーの設備が多々増えたということでございます。その中でいわゆるPCS (Power Conditioner System) と呼ばれる機器の故障等、あるいはパネルの飛散といった事故がありましたので、こうしたところをしっかりと安全確保していかなければならないということで法律改正も行いまして、先ほど申しました低圧部分の小規模発電設備というところも新たに類型を設けまして、使用前自己確認制度の対象としたということでございます。

7 ページは、若干先ほどの繰り返しになります。大きな規模のところは工事計画を出していただいた上で、使用前安全管理検査ということで自主検査をするための体制を第三者にしっかりと確認していただくということになります。今回はそうした手続までは求めていないという形になってございます。

8 ページが使用前自己確認の内容ということでございます。大きく電気の設備そのものの安全性、あるいは支持物ということで土砂等のそういった物理的な方の対応も求めているものということになってございます。細かいところをご覧いただければと思います。

次のページもその根拠となる規定を抜粋したものでございます。

最後に2つ、試験について、今回具体的にお話が挙がってございますので、個別に説明の資料を加えさせていただいています。一つは負荷遮断試験というものでございます。負荷遮断というのは記載のとおりですが、発電中に発電設備が急に電力系統と遮断されるということございまして、こうなりますと、太陽電池の場合、過電圧が発生してこうした設備の故障に伴う火災等が発生するおそれがあるということがございますので、速やかに発電設備を停止させる必要があるということでございます。このため負荷遮断試験というものを行いまして、発電設備が負荷遮断された際に速やかに発電設備を停止させるための機器が有効であるか確認するという試験を行っている

いうこととさせていただきます。そういった解釈のところは下に記載してございますが、この辺りはまた議論になろうかと思っておりますので、また随時言及させていただきます。

最後に負荷試験というところで、名前は似てございますが、こちらはまさに運転の時に運転をして負荷を掛けるということとさせていただきますので、記載のとおりですけれども、発電設備が運転中に異常な温度上昇や振動といった異常がないようにしなければならぬということとを求めてございまして、こうしたことを試験として、一定時間運転して設備の温度上昇が飽和した状態で支障なく運転できていることを確認するための試験を求めているというところとさせていただきます。下に同様にそのやり方に関する解釈の抜粋を記載させていただいておりますが、また必要に応じて言及させていただきます。

経済産業省からの説明は以上でございます。

#### ○落合座長

御説明どうもありがとうございました。

次に、株式会社セブン-イレブン・ジャパン建築設備本部エネルギー部の高橋篤史様より6分ほどで御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### ○株式会社セブン-イレブン・ジャパン（高橋エネルギー開発担当）

セブン-イレブン・ジャパン、高橋でございます。

それでは、セブン-イレブン・ジャパンより、「使用前自己確認制度に関する課題と要望」ということで発信させていただきます。

アジェンダは次のとおりですが、メインは2の①、②、③というところになります。

まず、弊社セブン-イレブン・ジャパンは、加盟店と本部で役割分担するフランチャイズ方式でコンビニエンスストア事業を全国に展開しております。事業を通じて、店舗では第三者所有モデルによる太陽光発電電力を高圧受電設備と共に利用しております。太陽光パネルの設置展開は本年で15年が経過しようとしています。また、当初は電気代削減が目標の設置でしたけれども、数年前からCO<sub>2</sub>排出削減目標を掲げたため、現在、新店への設置はパネル容量30キロワットを標準としております。右の表をご覧くださいように、毎年新店のうち200店が設置されており、現在は合計で9,000店以上という設置実績を有しております。弊社は事業の根幹である社会的な信頼を損なうことのないように、太陽光パネルを安価で安定的かつ安全に利用するために仕様の規格化、系統保護対応、保守・点検体制といったところの仕組みを構築していることが特徴と考えております。

さて、本題の課題・要望として、こちらの表のとおり3点にまとめさせていただきました。

一つ目は、高圧受電下の10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備、以後は「本件設備」と呼びますけれども、この実際の発電電圧に照らして電氣的試験としては過大な水準が課されていると考えております。これに対して小規模事業用電気工作物と同等の試験を適用いただきたいと考えております。

二つ目は、電氣的試験である負荷試験には現地試験の省略条件がございますけれども、これは全体のうち温度上昇試験のみの省略であるという行政指導が一部存在しております。要望としましては、ルールの文言どおりに負荷試験全般の省略を全国的に統一いただきたいと思います。

最後に、三つ目としては、全国の各保安監督部間でルールの解釈等の違いが見られる点です。上記同様に全国的に統一した解釈を頂きたいと思っております。

以下のページにて、課題①から③について具体的に御説明いたします。

まず課題①ですが、本件設備の保安規制上の立ち位置を御説明させていただきます。こちらの表は一般に見る出力別の区分けでは説明し切れないために、高圧連系か低圧連系かを縦列に区分けしております。本件設備は出力だけ見ますと小規模事業用電気工作物のカテゴリーになるかと思いますが、一方で高圧設備等を接続しておりますために法律上は自家用電気工作物といった立ち位置になります。

一方で、本件設備の仕様は100%自家消費として負荷設備と並列に接続しておりますため、低圧用のパワコンを使用しておりますして、電圧が600ボルト以下の電気回路となります。

また、電力会社への系統連系申請時には電圧変動対策の力率回答というのがございますけれども、こちらの回答のほとんどが低圧の標準値である0.95という回答をもらっておりまして、低圧用のパワコンの使用に対する是正指示なども受けたことはございません。

また、こちらの表は負荷試験の現地試験省略条件である電技解釈第20条にて指定されております電気機械器具の一式という表になります。ご覧いただけますように、キロボルト級の高圧の電気回路に用いられるものが対象でございますして、600ボルト以下の低圧回路で用いられるものに適合する条件ではないと言えます。

課題②は、先の御説明のとおりですけれども、こちらの最下部の斜め文字に示しておりますように、制度を見直しする際の過去の資料にも負荷試験の省略内容として温度上昇試験のみの省略という限定された記述を見ることはできませんで、行政指導に対して試験の本文とずれがあると考えております。

また、こちらは負荷試験のうち高調波測定についてです。こちらは温度上昇試験以外の試験として現地試験の実施を指導される場合がございます。現地試験省略条件であるパワコンの規格JEC-2470に含まれる試験であることが実はこちらの表から確認することができます。実際にJEC-2470で一般が容易に入手できるものではございませんので、広くあまねくルールが徹底されるためには情報へのアクセシビリティも重要であると考えております。例えば、こちらの表ですけれども、高調波試験であれば全国の送配電事業者のホームページで一律の条件として確認できますので、御案内させていただきます。

最後にこちらの表は、課題③として具体的なヒアリング内容を保安監督部別にまとめ

たものです。各監督部に対しまして本件設備の電氣的仕様や考え方を御説明を差し上げましたけれども、建設的な議論にも応じていただけないこともありました。弊社では太陽光発電設備導入の進捗に地域的な差異が実際に発生しておりますことから、社会一般への影響も懸念され、解釈の是正が求められると考えております。

セブン-イレブン・ジャパンからの発信は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○落合座長

御説明どうもありがとうございました。

次に、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズインテグレーション推進部の佐藤良様より6分ほどで御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（佐藤マネジャー）

アイ・グリッド・ソリューションズの佐藤でございます。よろしく願いいたします。

本日は、このような機会を頂きましてありがとうございます。最初に弊社の概要からお話しさせていただきまして、今回の使用前自己確認に関する御要望をお伝えできればと思っております。よろしく願いいたします。

詳細は割愛しますが、まず弊社は2017年に業務用で当時恐らく日本では初めてに近いかなというところでオンサイトPPA（Power Purchase Agreement）の事業を始めておりまして、現在、約1,300施設、330メガで流通・小売業様であったり物流企業を中心に展開をさせていただいている会社でございます。

現在、1日に大体1つ発電所を造っておりまして、年間で100メガのペースでオンサイトPPAというものを広げていっている会社でございます。一般的には太陽光は当然昼しか発電しない中で、なかなか全部使い切れない事業所等々もありますので、そうした点において屋根の一部だけに太陽光を設置するというのが従来あったのですが、弊社の場合は小売電気事業のライセンスも持っておりますので、屋根に全面設置して余ってしまう電力というのをAIで自社のEMS（Energy Management System）を用いて予測しながら余った電気というのは自社で買い取りまして、地域の住民の方々に供給をしたり、他企業様に対して遠隔で環境価値を配るといった余剰電力スキームというのをやっております、再エネの最大活用というところをやっている会社でございます。

こちらは弊社のEMSの見える化画面の一部なのですが、赤が系統からの買電量というところで、黄色が太陽光の発電量です。施設で使い切れなくなったこの紫の部分というのが余剰電力として系統に対して逆流しているものでございますけれども、我々アイ・グリッドはそこに対してEVチャージャーであったり、あとは産業用の蓄電池というのをオンサイト側につけて、再エネの余る電力というのを蓄電池に貯める。あとはBCP対策としてというところでタイムシフト、ピークシフト、蓄電池

も今、併せて導入いただいております、昨年だけで産業用蓄電池で40拠点以上実際稼働しているというところでございます。

それで、今回の本題ですけれども、既にいろいろやり取りしている中で、経済産業省様であったり内閣府様の方でいろいろ御対応いただいておりますので、我々からは今回2点お伝えできればと思っております。

まず、一つ目が、届出ではなくて使用前自己確認そのものが「受理」というところが要件となっている。現状、使用前自己確認の書類が保安監督部に受理されないと、主技さんであったりということが連系に応じないという運用になっておりまして、これは行政手続法の37条にあります「届出」という実際の法的運用とは異なる解釈で運用されておりまして、もちろん全ての主技（主任技術者）さんであったり全ての保安監督部ということではないのですけれども、主任技術者であったり保安監督部というのが「受理」を要件としておりますので、稼働までの遅延というのが、せっかく太陽光が出来上がってもそこから稼働するまで2週間、1か月、2か月というところが常態化してしまっているという状態がございますので、主任技術者であったり保安監督部に対して改めて「受理」ではなく「届出」であるということを明確に周知徹底していただきたいと考えております。

続きまして、二点目でございます。こちらも先ほどのところに関わる内容ではありませんけれども、届出方法の改善というところで、ここも時間がかかっておりますので、要望としては例えば使用前自己確認というのが確実にやったよねというところ、一つ一つの資料の精査はもちろん重要だと思っておりますし、そこを緩和してほしいということではなくて、あくまで書類上の軽微な誤り等であれば、届出として要件を満たして太陽光の稼働というものを認めていただきたい。

少し下に例を書いておりますけれども、例えば資料が10必要なのに2しかありませんといった場合の明確に不備・不足が確認できる場合においては、当然、使用前自己確認をちゃんとやったよねというエビデンスではありませんので、これに関しては即日は正依頼で、当然連系もできないよと。ただ一方で、上述以外のところで届出として受付がなされる内容であれば、発電所設置者は発電を可能とするというところ。その後、実際に内容の精査があって、A、B、Cと書いておりますけれども、誤字であったり軽微修正であれば訂正指示で実際の届出は有効として、重大な不備である場合には運転の停止指示という形で、段階に分けて実際の届出というところを「受理」ではなく明確に「届出」で連系できるという形で運用を検討いただけないかなというところが二つ目でございます。

アイ・グリッドからは以上でございます。

#### ○落合座長

御説明どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府規制改革推進室より資料1－4として低出力の太陽電池発電設備

の電氣的安全性に係る有識者の見解等についての資料を提出していただいております。  
1分ほどで御説明をお願いいたします。

○神田参事官

内閣府規制改革推進室でございます。簡単に御説明を申し上げます。

本日ありました話のうち、最初に事業者様から御説明があった件でございます、2ページでございます。本日のお話は、パターンA、低圧受電の場合と、実質的にパターンBということで低圧下で発電設備は接続されているものの、受電が高圧の場合にどのような取扱いになるかということで御説明、問題提起があったと理解しております。下の点線部分を見ていただきますと、電氣的構成についてはそれぞれ違いがないのではないかとということで我々の方で一旦事実関係として御説明を差し上げるところでございます。

本件については専門家の方にもお話を伺っているところでございます。3ページでございます。上の「評価」のところでございますけれども、回路上の構成においてAとBの間に差異は見られないということで、専門家の方からもそのように言っております。

3ポツでございますけれども、変圧器によって電氣的に絶縁されているため、仮に問題があったとしても高圧の系統への事故波及の可能性というのは小さいだろうということをお願いいたします。

最後、5ポツでございますけれども、主任技術者の選任や規定の届出がされていって厳格に設備管理されているということで、安全性についてはこのように整理できるのではないかと専門家の先生からも御指摘いただいているところでございます。

以上でございます。

○落合座長

ありがとうございました。

また、関連して、総務省から資料1-5として「行政手続法に規定する『届出』に関し、届出の提出前に行政庁が届出内容の確認・相談等を行うことと、同法第37条との関係について」という資料を提出していただいております。御参照ください。

下線が引いてある点としては、法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、手続上の義務は、行政機関の意思や判断に関わりなく、当該届出の到達時に履行されたものとする旨を規定していますという御説明がございました。

さらに、議題1の御発言に関しまして、本日欠席の原田専門委員より資料1-6のとおり御意見を提出していただいておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。御意見、御質問がある方は挙手ボタンにより挙手をお願いいたします。私から指名いたしますので、それから発言するようにしてください。特に限られた時間になりますので、御質問や御意見、また、御回答は簡潔

に、それぞれ2分以内でお願いしたいと思います。

それでは、御発言を希望される方は挙手機能でお知らせください。

では、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

皆様、御説明いただきありがとうございました。セブン-イレブン・ジャパンさんの御説明の件で経済産業省さんに御質問を差し上げたいなと思っているところです。

セブン-イレブン・ジャパンさんの御説明では、高压受電の場合でも一部保安監督部で小規模事業用電気工作物、低压受電の場合と同等であると判断されているということも説明がありましたけれども、また、事務局の資料でも同様の見解を示しておられる有識者がいるという御説明だったとお見受けしました。これまでの運用で問題が生じていないのであれば、小規模事業用電気工作物、低压受電と同等の扱いとするのが合理的なのかなと御説明を受けて私自身は理解したところなのですが、この点、経済産業省さんはいかがかというところで、まずは御質問させてください。

○落合座長

ありがとうございます。

では、今の点、経済産業省様、お願いいたします。

○経済産業省（細川審議官）

ありがとうございます。

まさに事務局様からの資料にもございました電氣的安全性というところからの御指摘かと思います。専門の方からもそういった御意見が出されているということもございます。その上で、今日御出席の先生方には御案内のところであろうかと思いますが、先ほど申しました電気事業法は、いわゆる法律に基づく規制として何をしようとしているかというところに立ち返ったところだけ、まず原則的なところを御説明させていただければと思うのですが、要するに電氣的安全性というものをまさにどう守っていくかというところが規制制度というところがございます。それぞれ機器にはいろいろな故障も生じ得ます。あるいは経年劣化が生じた場合には取り替えていただく、設備投資していただく必要もあろうかと思っております。そういたしますと、その電氣的安全性をまさにこの法律の制度によって確保しているということもございます。

そういたしますと、先ほどAパターン、Bパターンというところで御説明がございましたが、責任範囲というところは非常に大きいところだと理解してございまして、受電設備のところではいわゆる一般送配電事業者は厳格な規制の対象であり、システムの安定性に責任を持っているところ、こちらがその制度の下で低压まで落としたところで引き込んでいただいて低压として使っていただく場合、一方で、一旦高压で受電していただいて、もちろん御指摘のとおり電気主任技術者もつけていただいてしっかりと自主保安をやっていただくような制度は用意してございますが、ただ、高压で入ってい

く中で変圧器、あるいはその開閉器もしっかり見ていただくということも思いますと、全てが安全な前提で規制体系というものはなかなか原則として立てにくいというところは御理解いただければと思います。

その上で、ただ、全てそうかというところはございますので、やはり実態に応じたところも踏まえまして、何らか御要望のありましたようなところは電氣的なところも踏まえてどういった在り方ができるか検討させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○落合座長

芦澤委員、よろしいですか。

○芦澤委員

御説明ありがとうございます。

受電電圧の差異ということで原則的にいろいろ走っているものだということを御説明の上で、出力の問題の中で実体的な対応ができるように検討いただけるということで御返事いただいたと思っておりますので、是非その方向で進めていただければと理解しました。ありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

では、川本委員、お願いいたします。

○川本専門委員

ありがとうございます。専門委員の川本です。

今日は皆様、御説明ありがとうございました。私からは、セブーンイレブン様からの御説明の中で課題②として挙げられた、負荷試験における規格を取得している設備を使う場合に現地での負荷試験を省略できるということが地域によって扱いが違って、筋としては規格を取得するに当たってまさにそういった試験を経て確認されているということです。現地試験は温度上昇試験のみは省けるけれども他の項目では省けないということになっている保安監督部があるということです。御説明を聞いてるとそういった現地試験を省略できるということを全国的に明確にしていくということが合理的なような気がするのですが、この件について経産省さんはどのようにお考えでしょうか。

○落合座長

では、経産省様、お願いいたします。

○経済産業省（細川審議官）

御指摘ありがとうございます。

まさにこちらの負荷試験は、大前提としまして火力などのタービンなどを前提にして作られてきたような経緯はありますものの、こういった太陽光などが非常に増えてきたということで、特例というわけではないのですが、現実を踏まえた少し新しい取扱

いというものも記載させていただいているところがございます。まさにそういった趣旨から太陽電池発電設備において現地試験の実施は困難であるからということも踏まえて規定させていただいたものでございます。

ただ、その書き方のところが、前半の部分のまさに温度上昇試験を実施したというところと、後者の単に負荷試験と書いてあるところの関係性が結果的に今、文言上不明確に捉えられるというところが今回の原因になっているところかと思っております。実際にそういったところがあることによってまた地域ごとに解釈に差異が出るということは望ましくないというところはございますので、こちらは当時の制定の際の趣旨も含めて確認させていただいて、どうあるべきかというところを、文言ももちろんありますが、どのように実質的な判断をなされて規定されたというところも踏まえてこの文言の意味というところをしっかりとっていく必要があると思っておりますので、その辺りをしっかりと検討させていただいて、かつ、地域的な差異が生じないように、各監督部においてもそこはしっかりと統一的な形で運用してもらいたいと考えてございます。

以上でございます。

○落合座長

川本委員、よろしいですか。

○川本専門委員

非常に合理的な、根拠をもう一度見直して立ち返って検討していただけるということで、大変前向きに受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

では、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

続きまして、後段のアイ・グリッドさんから御説明があった件について、アイ・グリッドさんに確認の質問をさせていただいた上で経産省さんに御質問をさせていただきたいと思うのですが、アイ・グリッドさんのところですが、届出ではなく受理で要件となっているという件についての御説明とそれに対する御要望というところでは承ったというか、御説明いただきましたけれども、ここにおいてローカルルールというか、たくさん事業をしておられますけれども、場所によって受理状況だったり審査の状況だったりというものが違うような状況がまず起こっているのかどうかというところで一旦確認させていただけますでしょうか。特にそのようなことがなければ、ないということでもよろしいかと思っております。

○落合座長

ありがとうございます。

お願いします、アイ・グリッド様。

○株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（佐藤マネジャー）

御質問ありがとうございます。

ローカルでの差異、例えば独自フォーマットであったりルールそのものがエリアによって違うというのは、当初は数多く見られました。ただ一方で、今は徐々にではありますけれども、そういった独自のルールというのは改善に向かっているかなというところは実態としてあります。

ただ、一方で完全にゼロかと、北海道から沖縄電力管内まで10電力会社管内で全てフラットに運用がなされているかというところでいきますと、そうではないというところはございます。

○芦澤委員

なるほど、分かりました。

そうすると、まだローカルルールについての改善、見直しというのはある程度必要ではないかというところは認識されているということですのでよろしいわけですね。

○株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（佐藤マネジャー）

はい。

○芦澤委員

加えて、それ以外の届出・手続関係で困っておられることがもしあれば、この際ですのでお聞きできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（佐藤マネジャー）

ありがとうございます。

このローカルのなところにも通ずるところではあるのですが、使用前自己確認でこれを提出してくださいというものが決まっている中で、まれにそこには載っていないものを追加的に依頼されたりというところをもって、こちらは要件が全て揃った状態で届出を出した一方で追加的にこれもくださいというところがあると、それも結局届出としてみなされず、受理できていないよね、連系できないねというところはどうしても生じますので、そういったところは是非改善を御検討いただきたいなどは考えております。

○芦澤委員

ありがとうございました。

その上で、経済産業省さんに今の点を少し御質問を差し上げたいのですが、2つ御質問があるかと思えますけれども、まず一点目は、ローカルルールはどうしても全国的な手続等のことですからいろいろと出てくるのは仕方ない部分もあるとは思いますが、ローカルルールのところの違いだったり見直しというものを今後さらにどのようにかけていかれるかというところの見通しだったり、今の取組状況というのを経産省からまず教えていただきたいのが一点目の質問になります。

二点目の質問は、この太陽光の問題等々、もろもろ今後、エネルギー政策の延長線上で重要だと思つた中で、事業者さんはこのように申請届出等について負担が重たいという声を上げておられるかと認識しますけれども、こういった事業者に過度な負担を強くないような形で、もちろん安全等を確保しながらということですのでけれども、どのような対応、手当てができるかと現時点で考えておられるかというところを御質問させていただきます。

以上2点、お願いできますでしょうか。

○落合座長

ありがとうございます。

では、経済産業省様、お願いいたします。

○経済産業省（細川審議官）

御質問ありがとうございます。

ローカルルールというところが、ルールということよりも現実的に違いが出てきているということかと思つたります。そこはなぜかというところを申し上げたいと思つたりますが、総務省さんの御提出いただいている紙にもございますように、行政手続法の法令に定められた形式的な要件に適合している場合には、それが出てきた場合、手続上の義務は履行されたということになってございます。ですので、まず一つ目として、そもそも形式的な要件に適合しているかどうかというところ、実際に結構適合していない場合があるというのが一点まずございます。

その上で、こちらの手続上の義務が法律上にはっきり書いてございますが、加えて申し上げれば、実態上の義務というところはまた別途あるということでございます。すなわち、手続上の義務が果たされましても、例えばアイ・グリッドさんが書かれていますような重大な不備で届出が無効という場合であれば、まさに実体的な効果がないということにもなりますので、法の立てつけ上、運転の開始前に届出していただき、していただかない場合、あるいは虚偽の場合については罰則までかかるという構造になっているところもありますので、もちろん実体的にどうこうというところは別途ございますが、我々としてそういう建付けであることも踏まえますと、まず形式的なところ、あるいはそういった実体的なところで後ほどまたそういった支障が生じ得るのではないかとすることも踏まえて、各監督部においてこちらの総務省さんの紙にも記載がございましたような行政の効率的な事務遂行、あるいは届出者の便宜等の観点から、こういった合理的な範囲で事実確認を行うこと、あるいは記載事項の不備等について校正を求めるということをやっているということでございますので、個々にルールというよりはこういった恐れをなるべく少なくしたいということで監督部の職員が相当なリソースをかけてしっかり見ているというその裏返しであろうかと思つてございます。

そういう意味では、先ほどまさに後段の方でおっしゃっていただきました再生可能エネルギー

一のこういった発展なども思いますと、かつ、行政の効率的な運営ということも考えますと、そういった制度であることを出される側でも御認識いただきつつ、届出ということでもしっかり受け止めるかどうかというところを総務省さんとも相談していきたいとは思いますが、仮に一律にということであれば、先ほど申したような制度になっているということも踏まえて、御提出いただける際にもそういった形式的なところ、実体的なところをしっかりとご覧いただくようなことをしていただけると、お互いハッピーな形になるのかなと思ってございますので、少し長くなりましたが、背景も含めて御説明させていただきました。

以上でございます。

○落合座長

芦澤委員、いかがですか。

○芦澤委員

分かりました。

建付け上形式をしっかりとしてほしいのであるということのお話はとてもよく分かるところでして、ただ、現場も様々工夫をしながら一生懸命やろうとしている中で、この届出なのか受理なのかということについていま一步進めていただくような形でやりますと御回答いただいたと認識しましたので、是非よろしく願いいたしますということです。

ありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

あと、先ほどの御質問の中で後段の方は少しいろいろ工夫してもらえないでしょうか、という御趣旨もあったのかなという気もしますけれども、そこも経産省様に聞いた方がよろしいですか。

○芦澤委員

お願いします。

○落合座長

経産省様、さっきの芦澤委員からの御質問の2点目については、確認制度だけに限らない、いろいろ保安規制の在り方についてどういう考え方ができるかという御質問だったようにも思いますので、その辺りを御回答いただけないでしょうか。

○経済産業省（細川審議官）

規制の届出に限らず全体ということでもよろしいでしょうか。

○落合座長

そうです。よりいろいろな設置形態を踏まえた保安規制の考え方というのを、いろいろ整理していけないのかなというところを。特に何か結論的におっしゃられたわけではなかったような気がしますけれども。

○経済産業省（細川審議官）

もちろん安全確保を第一ということでございますので、その上で特に今後、どうしても人材不足は様々な分野において起きてくる課題でございますので、特にエネルギーの保安のところをどのようにそういった中でしっかり確保していくかというところはしっかり考えていかなければならないところでございますので、そういったところと、普及をしていく中で、我々はいわゆるスマート保安という言い方をしてございますが、できるだけテクノロジーも活用しつつ効率的に、再生可能エネルギーの導入はエネルギーの安定供給に資するものでございますので、そういったところをバランス良く対応できるようなことを包括的に考えてございますが、また広い場で我々は検討してございますので、そういったところもご覧いただければ幸いで、御必要があればまた別途御説明させていただきます。

以上でございます。

○落合座長

ありがとうございます。

芦澤委員、よろしいですか。

○芦澤委員

ありがとうございます。

万全を期そうとすると、事前説明に伺って行き来してやり取りしたりなど、いろいろ起こってくる部分がコスト高になってくるのだと思います。ただ一方で、典型的な論点だったり、要は形式上不備が起りやすいような部分だったりというのはいろいろと進めていくと出てくるものだと思いますので、そういったことも周知して皆さんに共有するようなことだったり、今おっしゃったような手続上の電子化も含めたところだったり、日々大変だと思いますけれども、そういったことを進めていただきながら簡素化に進めていただくということが肝要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

○落合座長

では、川本委員、お願いいたします。

○川本専門委員

時間の限りのあるところでありがとうございます。

今の届出の件なのですけれども、ちょっとアイ・グリッドさんに確認をしたいのですけれども、先ほど実態の御説明があったのですけれども、届出というのはまさに経産省からも説明があったように、形式的な要件が備わっていれば受け取らないと言ってその場でまだ届出はありませんよと言うことはできない制度であるということなのですけれども、アイ・グリッドさんのケースでは、形式的な要件を備えているのだけでも受け取ってもらっていないのか、それとも形式的要件がちょっと欠けていたということで受け取ってもらえないのか、そこら辺を確認させていただければと。どうい

う実態を御心配なのでしょう。

○落合座長

では、アイ・グリッド様、お願いいたします。

○株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（佐藤マネジャー）

ありがとうございます。

まず届出に関しまして、持ち込みを対応してくれるところもあるのですが、基本的には郵送対応でございます。ですので、その場を出してここが足りていないよ、ここが駄目だよと指摘が入るものではない前提でございます。かつて今のように太陽光が広がっていない、使用前自己確認の件数も少ない時というのは持ち込みで対応いただいていたので、当然、ここの資料が足りていないのではないですかとか、この資料を追加で今すぐ用意できたらいいですよということをやっていただけでいいのですが、現状、非常に数も多くてそれができない。郵送になりますので、どうしてもそのラグが発生するというプラス、その不備に対しての指摘の温度差というか、精査がかなり見られている人によっても大きく異なる。例えば、それこそ誤字脱字レベルで突き返されてこれでは出せませんよというケースもあれば、概ね問題ないので修正はちゃんとしてくださいねとか、一旦これは受け取るので追加で資料をまたやっってくださいねというところはかなり対応に関しては大きく、エリア特性というよりは完全に属人的なところが大きいかなと考えております。

○川本専門委員

ありがとうございます。

そういう意味では、是非、経産省にこういった実態を把握していただいて、行政手続法の届出ということが十分理解されないで現場が対応している場合がアイ・グリッドさんのお話だとかなりありそうなので、法律が電気の安全ということを規制目的にしながらも、この使用前自己確認の結果を、届出ですから、それと比例して届出という規制に定めたわけです。認可や許可ではありませんので、それはそれでその趣旨にしっかり則らないと、特に今日、セブーンイレブンさんもアイ・グリッドさんも非常に大量にどんどん太陽光発電を設置されている事業者さんですから、そういう人たちにとってスピードやコストというのは積み重なれば非常に大きいものなので、是非経産省にはそこら辺も踏まえて届出という趣旨を徹底するという措置を取っていただきたいというのが私からのお願いでございます。

以上です。

○落合座長

ありがとうございます。

そうしましたら、今のは御意見ということで大丈夫ですか。

○川本専門委員

結構です。

○落合座長

では、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

もう時間ですので、1点だけ少しくイックに私からも意見を述べさせていただければと思います。

今回のやり取り等々、先ほどもちょっとありましたけれども、再エネの今後の日本の大きな流れの中で非常に重要な論点だと認識しております。今、高市政権等からもよく出てきているペロブスカイトの太陽電池等々も今後進行してくると思います。新しいこういった技術等が市場に出ていく時に、くれぐれも国際競争上ハードルが高くて遅延するようなことがないようにということで、是非、経産省さんにも今後も含めて今日のような話を次の技術のところの実装につなげていただければと思いますので、一言コメント差し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○落合座長

ありがとうございます。

経産省様にも一応御意見を聞いた方がいいですかね。

○芦澤委員

もしお時間があればお願いします。

○落合座長

では、今、芦澤委員から御質問のあった点について、産業競争力ということもありますし、高市政権の中でも安全保障と組み合わせていろいろ成長戦略を考えられているところもあると思いますが、こういったものを踏まえてペロブスカイトについてもというところがございますが、いかがでしょうか。

○経済産業省（細川審議官）

ありがとうございます。

そういう意味では新技術も含めてしっかり保安についても検討していくということがございます。先ほどそういった意味で遅延することのないようにということがございました。今回の件も含めてということがございます。産業保安監督部は非常に少ないリソースで本件対応してございます。その中で大量に今後、またペロブスカイトも含めて申請が出てくるのかなと思ってございます。そういった中で不公平感みたいなものをなるべくなくすために、飛び込みなどというところを少しなくしてきたという経緯はございますが、今日御指摘いただいたところも含めてどういった形が望ましいのか、また、事業者の皆様にも御協力、御理解を頂きながら進めていくことがこの再生可能エネルギーのより健全な発展につながるのではないかと考えてございますので、しっかりと関係の皆様と対話をしながら今後の在り方を考えてまいりますので、引き続き御指導のほどいただければと思います。

以上でございます。

○落合座長

ありがとうございます。

芦澤委員、よろしいですか。

○芦澤委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○落合座長

そうしましたら、他に御質問の方はおられますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議題1に関する議論はここまでとしたいと思います。委員、専門委員の皆様におかれましては、追加的な御質問等がある場合には事務局に対して1月21日水曜日までに御連絡をお願いいたします。事務局から所管省庁へまとめて御連絡いたします。

そうしましたら、本日は議題1として太陽光発電設備の使用前自己確認の見直しについて議論をいただきました。議論を踏まえ、経済産業省に御検討いただきたい内容を申し上げます。

第一に、低出力の太陽光電池への使用前自己確認制度の拡大に関しまして、接続電圧によって異なる試験範囲とすることの合理性について改めて確認し、現在、一部の保安監督部では接続電圧の違いによらず同様の試験を実施しているという指摘があることを踏まえ、合理的かつ全国統一的な制度運用となるように、見直しをお願いいたします。

また、負荷試験については、規格取得をしている場合に温度上昇試験のみ省略を認める運用の妥当性を再検討し、JEC (Japanese Electrotechnical Committee) 規格等の確認済みの項目については、合理的な省略を認める方向で統一的な運用を行ってください。

あわせて、今後、使用前自己確認をより一層適切に実施していくために、対象拡大後の事故発生状況等を踏まえた効果検証を行うなど、現行制度運用が構造的なリスク、また、御指摘があった電氣的なリスク双方の観点から合理的なものとなっているか、また、規制の遵守に対して、スマート保安といった形でより合理的な手法で対応を求めることができなかなどについて検証し、必要な場合には見直しを行ってください。

第二に、保安監督部における使用前自己確認結果の届出の取扱いについて、使用前自己確認制度の趣旨に沿った運用となるように是正してください。具体的には、事前審査のような過剰な負担を廃し、地域ごと、担当官ごとで大きな運用の差異が生じないように、運用の整備をお願いいたします。

また、実態的ルール遵守のために指導の必要性があることは理解ができますものの、形式的な事項に関しても届出手続に過度な手続対応負荷がかからないようにするために、簡素化・統一化を進めるとともに、主任技術者を含め手続の誤解が生じていないか実態を調査し、必要な是正措置を講じてください。さらに、今後、統一的な運用が

継続されるようフォローアップの仕組みを検討した上で実施をお願いしたいと思いません。

以上について具体的な課題が明らかとなったものについては、可能な限り早期に検証・実態調査を実施していただき、スピード感を持って是正措置を講じてください。その上で、今後も統一的な運用が継続されるような仕組みについては、是正措置と並行して検討し、実施をお願いいたします。

今回は全般的な使用前自己確認制度の見直しについて御議論いただきましたが、今後、ペロブスカイト太陽電池の普及などにより設置形態が多様化することが推測されます。使用前自己確認制度に限らず、人材不足の課題が生じてくる中でこういった新しい設置形態にも対応していくために、スマート保安でのテクノロジー活用を行った効率的・効果的な手法での規制手法の整備などを進めることも含めて、新たな設置形態に即した保安規制の在り方の検討が必要ではないかという議論もございました。エネルギーの安全保障や産業競争力強化の観点も踏まえ、政府として戦略的な対応を進めていただくということを期待いたします。

本日は株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社アイ・グリッド・ソリューション及び経済産業省の皆様には御説明及び質疑応答に御対応いただき、誠にありがとうございました。議題1で御出席の皆様はこれにて御退室を願います。委員、専門委員はこのままお待ちください。

(議題1関係者退室)

○神田参事官

これで今、議題1の参加者の方は御退室いただきました。

落合座長、お願いいたします。

○落合座長

ありがとうございます。

次に、議題2「蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化」に移ります。

蓄電池は今後、脱炭素電源の導入拡大に伴う変動電源に対応する調整力の確保や、災害時のバックアップ電源として、レジリエンスを向上させることができるものであり、エネルギー安全保障の向上や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて重要な役割を担うものであるため、GX等への投資促進を促す観点から、蓄電池の導入促進に向けた制度上の課題について事務局に検討をお願いしておりました。今般、検討が進んだ案件について事務局より御報告をお願いいたします。

○神田参事官

事務局でございます。

所管省との調整の状況の御報告を差し上げたいと思います。今、資料2を画面共有させていただいております。こちらは蓄電池の導入促進に向けて蓄電池と、そのほか、

付帯設備の間に保有空地を設けないということを明確化するような内容になってございます。「現行制度による課題」の箇所でございますように、今、変動電源のために蓄電池が重要な役割を果たしているとの背景を一番上に記載しております。

右下「参考2」でございますように、現行の基準では一定以上のリチウムを貯蔵する蓄電池の場合には危険物を扱う設備とみなされて相互の間に空地を設けるということが求められています。その考え方について、「参考2」の図1のように蓄電池と付帯する一体の設備とみなされて空地は不要とするケースが存在する一方、図2のように別個の製品として調達した場合には一体の設備としてはみなせないというケースが両方存在していると聞いております。その中で、左側の四つ目にありますように、実際に空地の設定を求められてなかなか必要な数量が置けなかったということもお聞きしていたところでございます。

これらを踏まえて、担当省庁である消防庁と調整いたしまして、蓄電池と付帯設備がつながっている、一体としているのであれば、一体として危険物取扱設備として扱えるということで、空地を設ける必要はないということもQ&Aの形式で既に12月末に地方公共団体に対し通知いただいたところでございます。

このタイミングでのワーキングの開催となりましたので御報告がこのタイミングとはなりましたが、事務局からの御報告は以上でございます。

○落合座長

ありがとうございます。

以上で議事は全て終了しましたので、本日のサブワーキング・グループを終わりたいと思います。

次回の日程等につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

速記、ユーチューブはここで止めてください。